

新旧対照表

浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付規則（令和5年規則第50号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小中学生 <u>令和6年4月1日時点</u>において、6歳以上15歳未満である者をいう。</p> <p>(2) 幼児 <u>令和6年4月1日時点</u>において、0歳以上6歳未満である者をいう。</p> <p>(3) 自転車乗車用ヘルメット 自転車に乗車する者が、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、安全性の認証を受けたSGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク<u>若しくはCPSCマーク付きのもの又はこれらに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので市長が認めたものをいう。</u></p> <p>(4) 事業協力店 自転車乗車用ヘルメットを販売している市内の店舗のうち、<u>小中学生等</u>の自転車乗車用ヘルメットを購入しようとする際に割引券を利用することができるものをいう。</p> <p>(5) 割引券 割引対象者が自転車乗車用ヘルメットを購入する際に割引を受けることができる券であって、市が発行するものをいう。</p> <p>(6) 割引対象者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 市が設置する小学校又は中学校に在籍する小中学生 イ <u>本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている小中学生等</u>であって、アに該当しないもの</p> <p>ウ その他市長が必要と認めた者 (補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、事業協力店を営業者であって、割引券を利用して<u>小中学生等</u>の自転車乗車用ヘルメットを購入しようとする者に対し、割引券に記載された額を割り引いた額で当該自転車乗</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 小中学生 <u>令和5年4月1日時点</u>において、6歳以上15歳未満である者をいう。</p> <p>(2) 幼児 <u>令和5年4月1日時点</u>において、0歳以上6歳未満である者をいう。</p> <p>(3) 自転車乗車用ヘルメット 自転車に乗車する者が、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、安全性の認証を受けたSGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、<u>CPSCマーク又はSNELLマーク付きのものをいう。</u></p> <p>(4) 事業協力店 自転車乗車用ヘルメットを販売している市内の店舗のうち、<u>小中学生</u>の自転車乗車用ヘルメットを購入しようとする際に割引券を利用することができるものをいう。</p> <p>(5) 割引券 割引対象者が自転車乗車用ヘルメットを購入する際に割引を受けることができる券であって、市が発行するものをいう。</p> <p>(6) 割引対象者 次のいずれかに該当する者をいう。 ア 市が設置する小学校又は中学校に在籍する小中学生 イ <u>本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に、令和5年4月1日時点において記録されている、又は同月2日以後において記録された小中学生</u>であって、アに該当しないもの</p> <p>ウ その他市長が必要と認めた者 (補助対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、事業協力店を営業者であって、割引券を利用して<u>小中学生</u>の自転車乗車用ヘルメットを購入しようとする者に対し、割引券に記載された額を割り引いた額で当該自転車乗</p>

改 正 後	改 正 前
<p>乗車用ヘルメットを販売したものとする。 (補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、割引券により割り引いて販売した<u>小中学生等</u>の自転車乗車用ヘルメットの販売個数1個につき2,000円(当該自転車乗車用ヘルメットの販売金額が2,000円未満のときは、当該販売金額の額)とする。 (償還払い)</p> <p>第8条 市長は、第3条に規定する補助対象者のほか、割引対象者であって<u>市長が特に必要と認めたもの</u>に対し、補助金を交付することができる。この場合における補助金の額は、2,000円(当該自転車乗車用ヘルメットの購入金額が2,000円未満のときは、当該購入金額の額)とする。</p> <p>2 前項の規定により補助金を交付するときは、当該購入者は、浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書(償還払い用)(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請及び請求をしなければならない。</p> <p>(1) 領収書その他自転車乗車用ヘルメットを購入したことを証する書類 (2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 前2条の規定は、前項の規定による申請について準用する。</p> <p>(補則) 第10条 省 略</p>	<p>車用ヘルメットを販売したものとする。 (補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、割引券により割り引いて販売した<u>小中学生</u>の自転車乗車用ヘルメットの販売個数1個につき2,000円(当該自転車乗車用ヘルメットの販売金額が2,000円未満のときは、当該販売金額の額)とする。 (償還払い)</p> <p>第8条 市長は、第3条に規定する補助対象者のほか、割引対象者であって、<u>令和5年4月1日から同年6月30日(市長が特に認めるときは、市長が別に定める日)までの間に、事業協力店その他市長が認めた店舗から小中学生のための自転車乗車用ヘルメットを購入した者</u>に対し、補助金を交付することができる。この場合における補助金の額は、2,000円(当該自転車乗車用ヘルメットの購入金額が2,000円未満のときは、当該購入金額の額)とする。</p> <p>2 前項の規定により補助金を交付するときは、当該購入者は、浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書(償還払い用)(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請及び請求をしなければならない。</p> <p>(1) <u>市から配付された割引券</u> (2) 領収書その他自転車乗車用ヘルメットを購入したことを証する書類 (3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 前2条の規定は、前項の規定による申請について準用する。 (準用)</p> <p>第10条 <u>第2条第4号から第6号まで及び第3条から第9条までの規定は、幼児に係る自転車乗車用ヘルメットを購入する場合について準用する。この場合において、第2条第6号中「該当する者」とあるのは「該当する者及び本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に、令和5年4月1日時点において記録されている、又は同月2日以後において記録された幼児」と、第8条第1項中「令和5年4月1日から同年6月30日」とあるのは「令和5年7月1日から同月7月31日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(補則) 第11条 同 左</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第3号様式（第8条第2項）</p> <p>浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書（償還払い用）</p> <p>省 略</p> <p>1 省 略</p> <p>2 <u>添付書類</u> 領収書その他自転車乗車用ヘルメットを購入したことを証する書類</p> <p>3 省 略</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>第3号様式（第8条第2項）</p> <p>浦安市小中学生等自転車乗車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書（償還払い用）</p> <p>同 左</p> <p>1 同 左</p> <p>2 <u>添付書類</u> (1) 市から配付された割引券 (2) <u>領収書その他自転車乗車用ヘルメットを購入したことを証する書類</u></p> <p>3 同 左</p>